**平成２９年（フ）第５２５号**
仙台市青葉区荒巻神明町17番11号　若柳荘101
債務者　安部　道子
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２９年（フ）第５３５号**
宮城県多賀城市八幡４丁目７番50―306号
債務者　小野寺恵美子（旧姓川畑）
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２９年（フ）第６２０号**
宮城県名取市愛島台６丁目15番地の33
債務者　塚邉　麻里
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２９年（フ）第６７９号**
仙台市若林区一本杉町27番18号　一本杉ハイム202
債務者　松本　正博
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２９年（フ）第３９号**
宮城県白石市旭町３丁目８番11―102号　エアリー・ハウスⅠ102
債務者　佐味谷義博
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで　仙台地方裁判所大河原支部

**平成２９年（フ）第２９６号**
茨城県水戸市新荘１丁目２番11号
債務者　加藤勢津子
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで　水戸地方裁判所

**平成２９年（フ）第３０３号**
茨城県久慈郡大子町大字矢田1251番地
債務者　菊池　和子
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで　水戸地方裁判所

**平成２９年（フ）第１５９号**
茨城県つくば市高野台３丁目16番地28　メゾン・アラモード201号、前住所茨城県土浦市右籾2067番地２　ウエストピーク104
債務者　川田　利子
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２９年（フ）第８５号**
千葉県木更津市日の出町100番地232　179号
債務者　鈴木　光子
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで　千葉地方裁判所木更津支部

**平成２９年（フ）第８６号**
千葉県木更津市清川２丁目６番１―305号
債務者　石戸　達也
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで　千葉地方裁判所木更津支部

**平成２９年（フ）第８８号**
千葉県木更津市清見台東２丁目23番10号
債務者　吉田　淳之
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで　千葉地方裁判所木更津支部

**平成２９年（フ）第７４号**
長野県千曲市大字羽尾1353番地２
債務者　水庫　大河
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで　長野地方裁判所上田支部

**平成２９年（フ）第３１号**
岐阜県美濃加茂市加茂野町鷹之巣1594番地２
債務者　丹羽　芳乃（旧姓鷲見・海藤）
1　決定年月日時　平成29年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで　岐阜地方裁判所御嵩支部

**平成２９年（フ）第１２５８号**
名古屋市天白区御幸山1928番地の２　フォーシーズン御幸山101号
債務者　光田　里香
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第１４７３号**
名古屋市天白区池場５丁目605番地　ラ・フォーレ竹山２Ｄ号、従前の住所名古屋市熱田区神宮４丁目９番14号（熱田荘204号）
債務者　山野眞津美
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第１９１号**
三重県津市河芸町上野77番地Ｓｉｒｅｎｅ　Ａ・Ｇ―３
債務者　平山ゆかり
1　決定年月日時　平成29年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで　津地方裁判所破産係